

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

1. 背景：「新しい国際協力」の仕組みと法改正

- ODAは、①開発途上国向け**民間資金フローがODAを凌駕**していること、②途上国の抱える課題が経済成長だけでなく「社会課題」に移行するなど**開発ニーズが複雑化**していること、③我が国の厳しい財政状況の中で**ODAの一層の効率化**の必要があることなど、昨今の環境変化を踏まえた対応が迫られている。
 - さらに、令和5年6月に開発協力大綱を改定、令和6年7月に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言が外務大臣に提出。
- ➡ これらを踏まえ、①**民間資金動員の促進**、②**国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化**、③その基盤となる**柔軟で効率的なJICA財務の実現**を主たる目的として、JICA法の改正を行う。

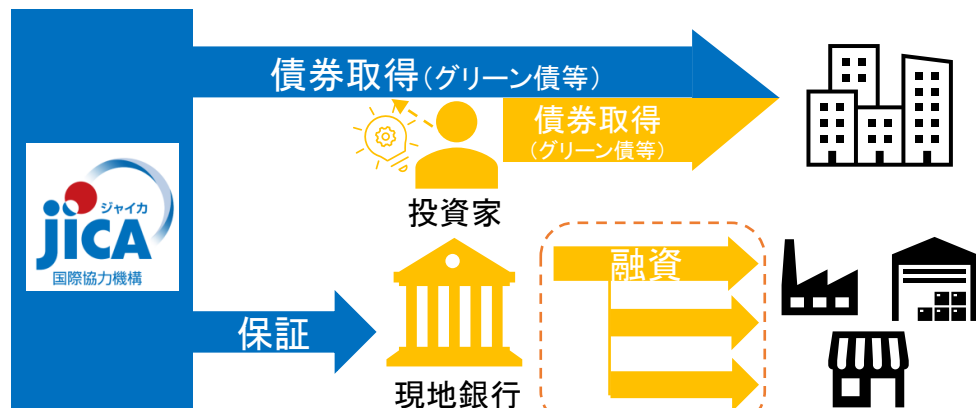
2. 改正のポイント

(1) 民間資金動員の促進

① 金融手法の拡充

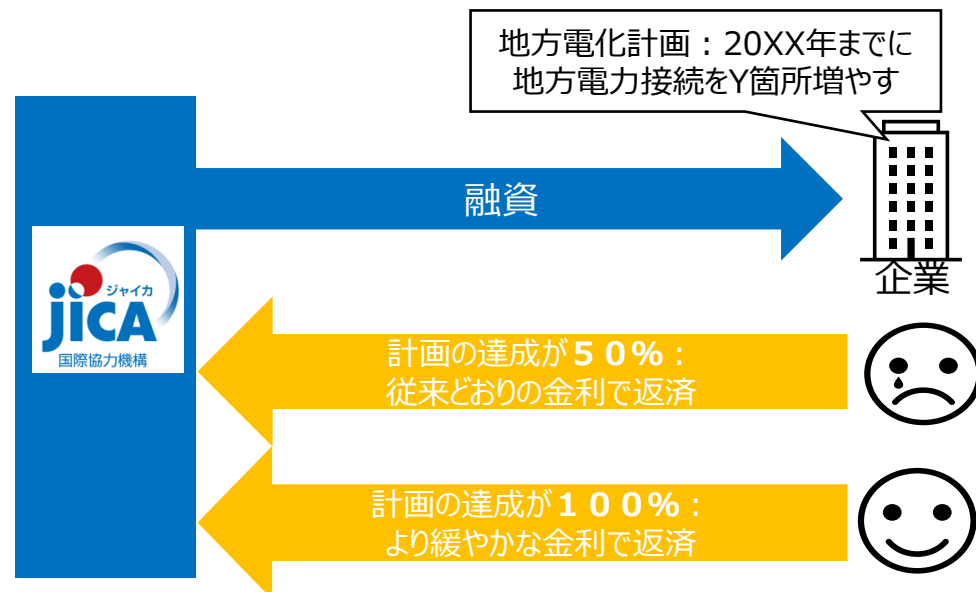
債券取得: 途上国企業による債券発行を支援し、初期段階で債券を取得することにより投資家を誘引する。

信用保証: JICAが事業リスクを一部引き受けることで、地場銀行等による地場中小企業等への融資を促す。



※ポートフォリオ単位で保証する想定

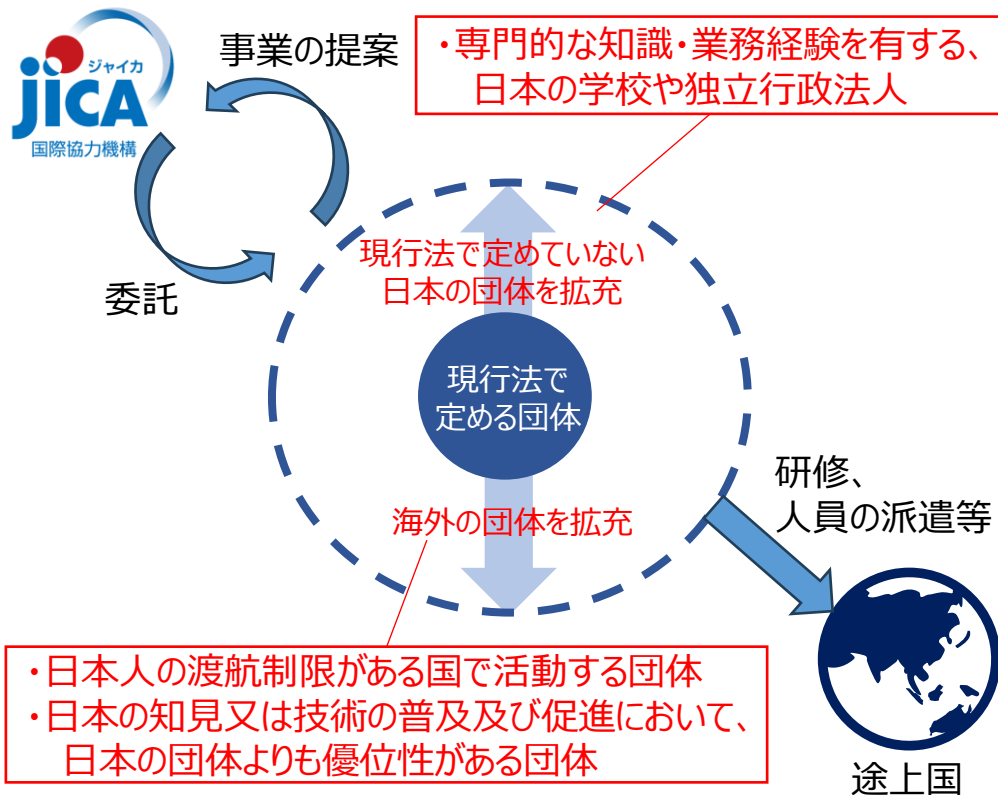
② 成果連動型海外投融資の導入：持続可能性の向上に資する事業計画の達成水準に応じて金利を適用する海外投融資を導入する。



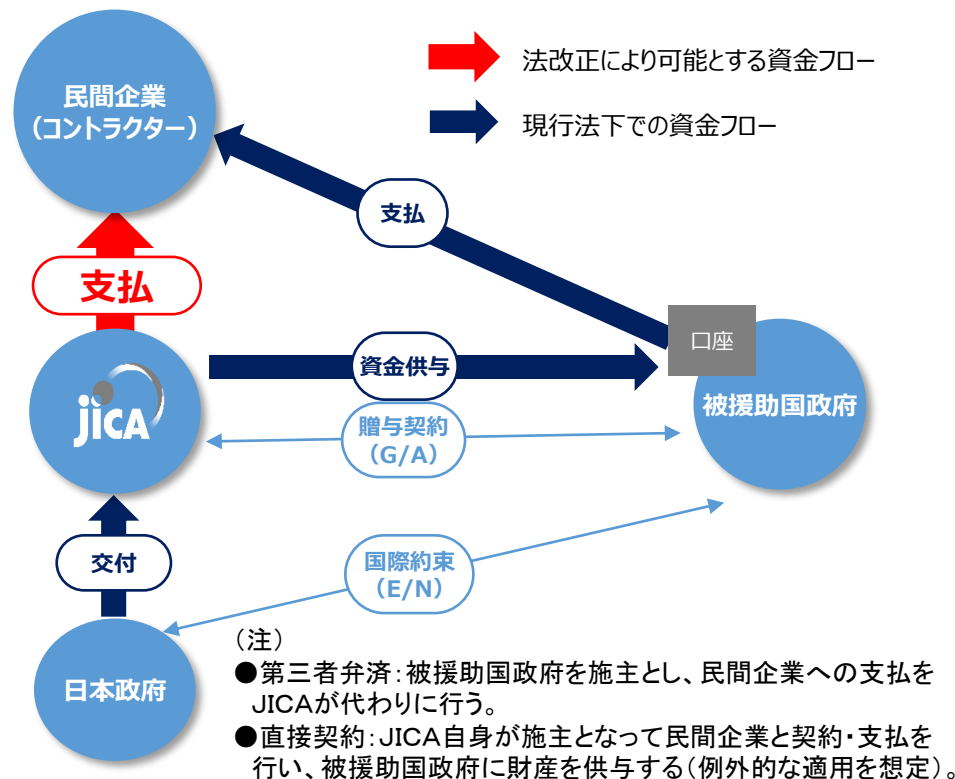
2. 改正のポイント（続き）

（2）国内外の課題解決力を有する主体との連携強化

①草の根技術協力のパートナー拡充：一定の条件を満たす我が国の独立行政法人や海外の団体等にも拡大する。



②無償資金協力の迅速性強化：JICAから民間企業への直接支払（第三者弁済又は直接契約（注））を可能にする。



（3）柔軟で効率的なJICA財務の実現

①JICAの資金調達方法の柔軟性向上：政府以外の主体（国際機関等）からの長期借入を認める。

②JICA資金管理の効率性向上：中断中の無償資金協力事業に係る支払前資金につき、当面支払予定のない資金の国庫返納又は翌事業年度までの他の事業への充当を可能にする。

※上記と併せ、JICA法第17条第2項第2号について、有償資金協力勘定に係る区分経理の規定の修正を行う。

3. 施行日 公布の日の翌日から施行。